

苫小牧市民憲章制定25周年

詳細 政策推進課 ☎32 6039

市民憲章とはまちづくりのための行動目標を示した、市民一人一人が日常生活の中で自ら実践していくものです。皆さんもこの機会に市民憲章を見つめ直してみましょう

苫小牧市民憲章

昭和60(1985)年9月27日制定

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、太平洋の潮がおる勇払原野に、たくましくひらけた苫小牧の市民です。わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性にみちたこのまちを愛し、健やかな市民としてあゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを つつみましよう
 学びあいつくるよるこびを そだてましよう
 花と木のかおりでまちを みたしましよう
 さわやかな笑顔でまじりを まもりましよう
 生き生きとくらす力を のばしましよう

制定経緯

昭和59年9月に「第1回苫小牧市市民憲章策定協議会設立総会」を実施し、15人の策定協議会委員が憲章草案の準備に着手しました。協議会は多数の市民の声などに基づき草案を作成し、市議会の議決を経て、昭和60年9月27日に市民憲章が制定されました。なお、制定日は明治6(1873)年9月27日に勇払郡開拓使出張所を苫細(とまこまい)に移転した日を起点としています

市民文化祭公募のお知らせ

詳細 文化振興課 ☎32 6752

展示作品募集

展示期間 10月29日(金)～31日(日)

展示会場 総合体育館

対象 高校生以上

募集内容 下表のとおり

出品点数 1人1点(手芸、絵手紙はお問い合わせください)

作品搬入 10月28日(木) 16時～19時(書道展は15時～16時)

作品搬出 10月31日(日) 16時30分～17時30分

申し込み 10月5日(火)までに電話で各展示担当者へ

作品には住所、氏名、題名を明記してください。搬入・搬出は日時を厳守してください。下表以外の出品希望者は10月12日(火)までに文化振興課へお問い合わせください。応募状況により締め切りが早まる場合があります



市民合唱祭参加者募集

とき 10月2日(土)

13時30分～

ところ 市民会館

料金 1団体500円

発表時間 1団体7分以内

申し込み 9月3日(金)必着

までにはがきに代表者の氏名、住所、連絡先、出場人数を記入し〒053 0018 旭町4丁目4番9号 文化振興課



| 展示名 | 作品・種別 | 規格・題材など | 申し込み |
|------|------------------------------|----------------------------------|--------------------|
| 手芸 | 切絵、押絵、人形、刺しゅう、アートフラワーなどの手芸作品 | 規格・題材は自由 壁掛けは2x2m以内 | 成田 美津子 ☎72 7779 |
| ちぎり絵 | ちぎり絵、和紙工芸作品 | 規格はF6以下、題材は自由 | 安田 美衣 ☎34 1558 |
| 工芸 | 木彫 | 規格・題材は自由 | 今 勲 ☎090 9513 6183 |
| 写真 | カラー、白黒とも半切 | 単写真のみ 額縁使用 | 山谷 喜男 ☎34 4059 |
| 陶芸 | 陶芸 | 規格・題材は自由 | 立松 文雄 ☎72 6710 |
| ペン字 | つけペン、万年筆、フェルトペンなどの硬筆作品 | パネル張り 額縁使用 | 五十嵐 恵子 ☎36 4684 |
| 絵手紙 | 絵手紙 | お問い合わせください | 鈴木 臣子 ☎74 0649 |
| 書道 | 漢字、仮名、近代詩文、墨象、篆刻、刻字など | 額、軸物で必ずひもつき(縦のみ) 最大35x135cm 半折まで | 大坪 翠山 ☎67 6510 |

菊花展、小・中学生書道展、華道展、教育美術展、美術協会受賞者選抜展の展示も行いますが公募はしません

～市長と意見交換しませんか～

まちかどミーティング

詳細 市民自治推進課 ☎32 6152



市長が皆さんの暮らす地域へ出向いて意見交換を行います。ぜひご参加ください

9月・10月上旬の開催予定日

| とき | 地区名 | 会場 | 町内会・自治会名 |
|----------|-----|-------------|--|
| 1日(火) | 沼ノ端 | 沼ノ端児童体育館 | 沼ノ端中央・東開・沼ノ端東雲町内会 覚生・南錦岡・錦西・もえぎ町・すずらん・青雲町・宮前・明徳四丁目・スプリングタウン・うぐいす団地・のぞみ・美原・明徳町1丁目町内会 |
| 27日(月) | 錦岡 | 錦岡総合福祉会館 | 勇払自治会、バルブ町内会 |
| 29日(水) | 勇払 | 勇払公民館 | 植苗町内会連合会 |
| 10/1日(金) | 植苗 | 植苗ファミリーセンター | |

開催時間は18時30分～20時30分(植苗地区は19時～21時)

9月21日(火)に予定していた山手町・花園町地区は、10月29日(金)に変更になりました

廃プラスチックの資源回収にご協力ください

詳細 清掃事業課 ☎55 4077

4月から廃プラスチック類を資源として回収しています。これまでの実績は月平均回収量約160tとなっています。現在でも燃やせるごみと燃やせないごみの中にリサイクル可能なプラスチックが含まれているのが見られますので、各家庭で分別を徹底し、廃プラスチックの収集日に出すようにご協力をお願いします!



このプラマークが分別の目印です!
 収集した廃プラスチックの中に、紙製容器が混入しています。
 識別マークを確認しましょう!



分別収集対象の廃プラスチック

- 袋類
食品・菓子の袋、レジ袋、日用品などの袋
- フィルム・ラベル類
ボトル類のラベル、あめなどの包装、野菜・果物のラップ
- カップ・パック・トレー類
たまご・弁当・味噌・カップめん・プリンなどのカップ、肉・魚類のトレー
- ネット・ネット類
野菜・果物を入れるネット
- チューブ類
マヨネーズ・ケチャップ・歯磨き粉・わさびなどのチューブ
- 発泡スチロール・緩衝材類
果物のクッション材、電化製品の保護材
- ボトル類
シャンプー・リンス・洗剤・ソース・ドレッシングなどのボトル
- その他プラスチック
ボウル、ざる、密閉容器、ハンガー、洗面器、バケツ、おもちゃ
プラスチック単体の製品が対象(識別マークは表示されていません)
- キャップ類
ボトル・チューブ類などのキャップ

廃プラスチックの出し方

- キャップをはずしてください
廃プラスチックの処理工程に支障が出ますので、必ずはずしてください
- 軽くすすいでください
残り水などを利用してすすぎ、汚れを取ってください。汚れが取れないものは「燃やせるごみ」、その他プラスチックで汚れが取れないものは「燃やせないごみ」として排出してください
- 大きな袋に入れてください
中身が確認できる透明・半透明の袋を使い、まとめて出してください。レジ袋や中身の見えない段ボールなどで排出するのはやめてください。また、選別作業に支障をきたすので、二重に袋を重ねないでください



廃プラスチックは洗面器や文房具、公園の遊具などにリサイクルされ、暮らしの中に戻ってきます。リサイクルを心がけ、資源を大切にしましょう

分別・排出方法は「クリーンとまこまい」で確認できます